

個人住民税の特別徴収義務者一斉指定に向けた取組宣言

給与所得者の個人住民税は、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）の給与から差し引き、市町村へ納入する特別徴収とされています。

沖縄県と県内全市町村では、これまで特別徴収への移行を推進してきたところではありますが、市町村ごとの取り組みに差異があったこと等から、制度の理解が十分に進まず、一部で特別徴収を実施されていない事業主の方もいます。

特別徴収の実施により、従業員の納税回数が年4回から年12回になるため、1回あたりの納税額が少なくなり、負担感が緩和されます。

また、事業主が給与から個人住民税を差し引くことにより、納め忘れの防止にもなります。

沖縄県と県内全市町村は、法令を遵守し、納税の公平性を図るため、特別徴収の適正実施に向け、共通の取組方針に沿って以下のとおり取り組むことを宣言します。

沖縄県及び県内全41市町村は、平成29年度課税分から、原則全ての事業主を特別徴収義務者に指定することを一斉に実施します。

平成28年8月12日
沖縄県地方税連絡会議
(沖縄県・県内全41市町村)